

## 「下関市住民自治によるまちづくり懇談会の傍聴に関する要領」

懇談会の傍聴に関し、必要な事項を次表のとおり定める。

項 目	内 容
1 傍聴者	一般市民及び報道関係者とする。
2 傍聴者の定員	懇談会の傍聴者の定員は定めないが、会場の規模によっては人数制限する場合がある。
3 傍聴者の手続き	懇談会を傍聴しようとする者は、傍聴者受付名簿（別記様式）に住所及び氏名を記入する。傍聴者数を制限する場合は、先着順とする。（定員を超えた場合は入場を断る。）
4 傍聴することができない者	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 銃器、棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者</li> <li>(2) プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者</li> <li>(3) ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機、映写機の類を携帯している者（ただし、撮影又は録音することについて委員の許可を得た者を除く。）</li> <li>(4) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者</li> <li>(5) 酒気を帯びていると認められる者</li> <li>(6) 異様な服装をしている者</li> <li>(7) その他、集会を妨害するおそれがあると認められる者</li> </ul>
5 傍聴者の遵守事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 懇談会における発言に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表現しないこと。</li> <li>(2) 私語、談笑等会議の妨害になる行為をしないこと。</li> <li>(3) はち巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメット等を着用しないこと。</li> <li>(4) 張り紙、旗、垂れ幕等を掲げる行為をしないこと。</li> <li>(4) 飲食及び喫煙をしないこと。</li> <li>(5) みだりに席を離れないこと。</li> <li>(6) 不体裁な行為又は他人に迷惑となる行為をしないこと。</li> <li>(7) その他集会の秩序を乱し、又は妨害になるような行為をしないこと。</li> </ul>
6 職員の指示	傍聴者は、全てにおいて職員の指示に従わなければならない。
7 傍聴者の退場	傍聴者は、懇談会を非公開とする決定があったときは、速やかに退場しなければならない。
8 違反者に対する措置	傍聴者がこの要領に違反するときは、速やかに退場させるものとする。

(別記様式)

「下関市住民自治によるまちづくり懇談会」傍聴者受付名簿

開催年月日：平成26年 月 日

会場： \_\_\_\_\_

番号	氏名	住所	備考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			